

延長保育についてのご案内

小梅保育園では、保育の必要に応じて、延長保育を実施しております。（保育時間は、入園申請の事由に基づいた保育の必要な時間を考慮して決定させていただきます。）

【延長保育時間帯】 18:16～20:15

***20:15 を過ぎての延長保育は、認可上認められておりませんので、お預かりできません。（20:15 に閉門致します。）**

*延長保育には①月極利用 ②スポット利用 の2種類があります。

*延長保育か否かは保育室にお迎えにいらした時間により決まります。

【対象のお子様】 原則、1歳児クラスより延長保育の利用が可能です。

*月極利用は、概ね就労時間（勤務時間＋通勤時間）が18:16分を超える日が週3日以上であり、家庭内に保育をなさる方がいらっしゃらない場合です。（それ以外の方はスポット延長をご利用ください。）

【保育料】

月極延長保育料

*墨田区の「保育園入園のしおり」内に記載されている保育料徴収基準額表に基づき、各家庭の所得階層により決定します。

（保育標準時間・保育短時間により延長保育料、延長保育時間単位が異なります。詳しくは、申し込み案内の保育料徴収基準額表でご確認ください。）

*月極延長が19:15までの方で、19:16分以降お預かりした場合は、②のスポット延長料金がかかります。

スポット延長保育料（保育標準時間）

	①18:16～19:15	②19:16～20:15
1～2歳児クラス	600円	600円
3～5歳児クラス	400円	400円

スポット延長保育料（保育短時間 9:00～17:00以外の時間帯）

延長時間の合計が1時間を単位として

乳児（1・2歳） 600円/時間/日

幼児 400円/時間/日

【申込み】 *月極利用は、開始月の前日までに延長保育申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。（出来るだけ早めをお願いします。）

*スポット利用は、原則、当日の13:00までにお申し出ください。

【お支払】 *月極利用・スポット利用共に、1ヶ月分をまとめて翌月に請求いたします。請求後1週間以内に園に直接お支払いください。（いずれの場合も専用の集金袋を用意致します。）

【その他】 延長保育には、定員があります。

18:16～19:15 までは、原則 乳児4名・幼児14名以内

19:16～20:15 までは、原則 乳児2名・幼児8名以内
（希望者数等により変更することがあります。）